

2024年秋年末闘争・組織拡大 CTG・建設労働本部闘争速報

2024年9月30日／第3号
〒060-0909 札幌市東区北9条
東1丁目北海道労働センター2F
TEL 011-711-7377
FAX 011-711-7388
e-mail / ctg.hokkaido@gmail.com

北海道建設アスベスト訴訟 建材メーカーの責任を断罪

北海道建設アスベスト訴訟で、9月20日に札幌地裁で第3陣の判決が、9月26日に札幌高裁で第2陣の判決が言い渡され、いずれの判決も被告の建材メーカーに賠償を命じました。

第3陣の札幌地裁（守山修生裁判長）判決は、被災者21名全員に対し建材メーカー5社（エーアンドエーマテリアル／太平洋セメント／ニチアス／ノザワ／エム・エム・ケー）が約2億5200万円の賠償を支払うよう命じました。

第2陣の札幌高裁（齋藤清文裁判長）判決では、被災者16名のうち11名について建材メーカー3社（エーアンドエーマテリアル／太平洋セメント／ニチアス）が約1億1550万円を支払うよう命じましたが、札幌地裁判決と同じく被災者5名については建材メーカーの責任を否定しました。

第4陣と第5陣の裁判も札幌地裁で続けられていますが、原告団と弁護団は建設アスベスト被害者の早期完全救済のため、建材メーカーに対して和解解決と基金制度創設に応じるよう求めていきます。

全国事業団・高齢者部会が第26回総会

9月18日、全国事業団・高齢者部会の第26回総会がオンラインでひらかれ、北海道から4人（函館支部の鈴木さん、旭川支部の須貝さんと春田さん、道本部の宮澤書記長）が参加しました。

高木部会長のあいさつのあと山室事務局長から議案の提案がされ、すべての議案が全会一致で採択されました。総会では参加者全員が討論に参加し、旭川支部の春田さんが「草刈り現場がピークで課題をクリアしながら無事に終わらせたい。中央行動で予定されている厚労省交渉に参加したい」と抱負を述べ、函館支部の鈴木さんが「解散総選挙を見据えた選挙看板の設置・撤去のとりくみのための準備」や「生活困窮者支援の事業についても組織内で議論をすすめていきたい」と報告しました。道本部の宮澤書記長は「全道の事業団を持つ組織の横のつながりを大切にしていくとともに、全国部会にも結集できるよう道本部としても力を尽くしていきたい」と発言しました。

部会役員には高木部会長などが再選されたほか、北海道から幹事に函館支部・鈴木さん、事業対策委員に旭川支部・須貝さんとオブザーバーとして同支部春田さんが再任されました。

JR北海道 最賃改定に伴い基本給見直し

北海道鉄道本部は9月18日、JR北海道から最低賃金改定に伴う基本給の見直し提案を受けました。北海道の地域最低賃金は10月1日から50円引き上げられて時間給1,010円になります。これを踏まえて、高卒者の初任給調整手当を7,100円引き上げ、エルダー社員Aについては1,000円の引き上げになります。1日8時間労働で年間労働日数を253日で換算して1か月の平均労働時間は168.67時間で時給単価は1,011.44円になります。実際の労働時間は1日8時間以下となっているので時給単価はこの数字よりも僅かに上がりますが、ほぼ最低賃金に近い時給単価であることが分かります。「この金額ではモチベーションの低下が危惧され、会社は不安を持たないのか」と問いただし、「労働力の確保は厳しく来春闘での大幅な処遇改善の実施は喫緊の課題である」とことと「人材確保のために民間企業ではどのような対応をおこなっているかを学ぶことが必要だ」と進言して団体交渉を終えました。9月24日におこなった意見交換の場で「労働力の確保のためには、非正規社員に対して行われている諸手当の不支給を早急に改善することが会社の将来に大きく影響する」ことを申し添えて妥結しました。